

# 鳥取県補助金等審査会（鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金審査会） 運営要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等審査会（鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## （審議する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1に掲げる事項を審議するものとし、その具体的な内容は鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金交付要綱（令和4年2月1日付第202100270740号商工労働部長通知）第5条第3項及び第4項に規定する事項とする。

## （組織）

第3条 審査会は、4名以内の委員をもって組織する。

## （委員）

第4条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。  
2 委員の任期は、任命した日から任命を行った日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。  
3 委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## （審査会）

第6条 審査会は、鳥取県商工労働部産業未来創造課長が招集し、委員長がその議長となる。  
2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。なお、委員の出席はオンライン方式によることができるものとする。  
3 審査会において、各委員は審査要領により審査するものとする。  
4 審査会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## （秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

## （庶務）

第8条 審査会の庶務は、鳥取県商工労働部産業未来創造課において行う。

## 附 則

この要綱は、令和4年1月28日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行する。